

結果概要

会議名称	国民健康保険あかぎ診療所休止にかかる説明会
開催日時	令和3年12月23日（木） 18時00分から20時00分まで
開催場所	赤城公民館ホール
出席者	○参加者：54名 ○事務局：総合政策部長、診療所改革室長、改革係員 スポーツ健康部長、保険年金課長、国保あかぎ診療所所長補佐
配付資料	別添のとおり
開催目的	<p>令和3年12月17日をもって医師の退職に伴い休止する国民健康保険あかぎ診療所について、赤城地区自治会長や赤城地区民生委員から、あかぎ診療所の存続を求める要望があった。</p> <p>また、渋川市議会12月定例会教育福祉常任委員会協議会において、あかぎ診療所が休止に至った経緯や国民健康保険あかぎ診療所のあり方検討委員会の議論の方向について、地域に対して説明を求める意見があった。</p> <p>これらを受け、地域に根ざした運営を進めてきたあかぎ診療所の今後のあり方については、地域と意見を交わし、今後示される市の方針に市民の理解が得られるよう、説明会を開催するもの。</p>
周知方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報しぶかわ12月15日号に併せ赤城地区に対して回覧 2 市ホームページ 3 赤城地区自治会長及び赤城地区民生委員・児童委員に対して個別案内
進行状況	<p>開会 （司会：診療所改革室長）</p> <p>挨拶 （総合政策部長）</p> <p>説明 1 渋川市国民健康保険あかぎ診療所の休止について （保険年金課長）</p> <p>2 国民健康保険あかぎ診療所のあり方検討委員会について （診療所改革改革係員）</p>
開催結果	<p>医師退職にかかる後任の医師確保対策を行っていないことや、これまでに診療所休止に対する説明がなく、説明会の開催が休止後になったことに対する不満の声が多く上がった。</p> <p>また、あり方検討委員会の報告が、診療所の運営方針になると一部では認識されていたことから、説明会の場において、運営に関することとあり方については異なることを改めて説明した。</p> <p>地域に対する説明会については、市の方針がまとも次第、再度行うこととしたい。</p>

主な発言内容

<医師確保対策、行政の姿勢について>

- ・齋藤医師が辞め医師1名体制となることが判明した際に、なぜ医師確保を行わなかったのか。そのときに補充すべきではないか。
- ・南北の診療所時代も医師確保は苦勞したが、村長自ら足を運んで必死に行って確保してきた。今の市はそのような姿勢が全く見られない。
- ・医師確保を行わない時点で、行政の怠慢ではないか。
- ・菅野医師が辞めることが分かってから、あり方検討委員会の設置まで時間がかかりすぎている。市は廃止ありきが念頭にあるとしか思えない。
- ・一般診療を止めてまでワクチン接種会場にする必要があったのか。
- ・ワクチン接種の重点化や菅野医師への処遇をみても、行政は診療所の存続を考えていないとしか思えない。
- ・休止はそのまま廃止ではないのか。
- ・医療、教育に重点を置かなければ地域の衰退は進む一方だ。
- ・渋川医療センターを保護するために診療所、そして地域を見捨てているように思える。
- ・行政は既に診療所の廃止を決定し、議会もそれに同意する議決を行ったと聞いている。

<医師等の退職について>

- ・菅野医師退職の理由は、副業許可の手続がされていなかったことで懲戒処分を受け、そのことが新聞報道に出たことで、組織に誰も擁護する人がいないと感じたので辞めたと本人から聞いた。
- ・菅野医師は、これまで診ていた訪問診療患者を再就職先でも引き続き受け持つとのことだが、再就職先が組織としていつまで面倒を見続けてくれるかは分からない。
- ・看護師は休止が決まった際に、放り投げられた感覚で悲壯感があった。
- ・サロンの参加者は皆困っている。

<運営状況について>

- ・診療所運営にあたり地方交付税措置されてるはずだが、どの程度はいつているのか。そのことが市の歳入に考慮されていない。
- ・運営継続に向け、改革に向けた努力をしているのか。
- ・赤字だから廃止するのであれば、他の事業も同様なのか。
- ・市の全体の予算329億円で考えた際に、診療所の赤字補填の額が「赤字だから廃止する」と理解できる額ではない。
- ・あかぎ診療所は医師会に入っているのか。
- ・赤字のうち施設建設の借入金1,700万円を引くと2,000万円台の赤字となるが、この費用で住民の安心が維持されることが、市にとってどんなデメリットなのか。

- ・住民の健康を第一と考えるならば、経営改善を進めながらも存続するべきだ。
- ・国保直診についてデメリットが浮き彫りになるならば、改善に向けたアクションが見えるはずだが、その努力はされているのか。

＜あり方検討委員会について＞

- ・あり方検討委員会に地域の意見を反映する仕組みを作るべきだ。
- ・あり方検討委員会の委員の選考にあたっては住民は付託した覚えはないので、地域に関わることを託すわけにはいかない。そのような委員会の報告を我々は受け入れられない。
- ・あり方検討委員会に公募委員を入れるべきだ。
- ・3月末までの任期として、スケジュールありきの進め方には納得いかない。地域の意見を聞く機会も含めて期間をかけて行うべきだ。
- ・あり方検討委員会は存続ありきで議論を進めていただきたい。
- ・診療所は医療だけではなく健康維持の役割を果たしてきた。金額に変えられなかった役割が反映されていない。
- ・国保直診のデメリットに、所長に権限がないとあるがそれはどの組織も同じではないのか。

＜地域への説明、今後に向けて＞

- ・医師の退職が早期に判明してしているのにもかかわらず、説明会の開催が遅すぎる。
- ・3回目のワクチン接種にはあかぎ診療所で対応していただきたい。
- ・診療所はユートピア赤城のように、直営から指定管理、そして民間譲渡と、行政の責任を徐々に放棄するようなやり方は取らないでいただきたい。
- ・高齢化率をみれば10年先を見た場合、在宅医療需要が高まる。訪問医療など、不採算だからこそ公的な医療が必要なのではないか。
- ・本日の参加者全てが国保直診での存続という意見だ。
- ・参加者は地域の意見や要望を背負ってここに来ている。医師確保を行ってこなかったこと、休止の説明をしっかりと行わなかったこと、あり方検討委員会の報告に依存する体質を見ると、この説明会では納得できるものではない。
- ・南北の統合の際は市長が説明に来たが、本日は市長が来ていないので、本日の意見を持ち帰り市長含め幹部で共有していただくとともに、あり方検討委員会でも共有して、地域が納得するような方針を改めて示していただきたい。

国民健康保険あかぎ診療所休止にかかる説明会

令和3年12月23日（木）午後6時から

I 渋川市国民健康保険あかぎ診療所の休止について

1 渋川市国民健康保険あかぎ診療所の休止

渋川市国民健康保険あかぎ診療所は、医師の退職に伴い令和3年12月17日をもって休止となりました。

なお、休止後の診療所の運営については、外部の意見を聞きながら検討を進め市としての方針を定めていきます。

2 渋川市国民健康保険あかぎ診療所の現状

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種

令和3年度は新型コロナウイルスワクチン接種を年度当初から重点的に実施する
とした予算としましたが、国からのワクチン供給の遅れにより5月中旬までワクチ
ン接種は行えませんでした。

実施体制としては、毎週水曜日の午前中を訪問診療にあて、その他の時間帯はワ
クチン接種を実施する体制といたしました。

また、市の集団接種への派遣日や小中学校での定期健診、市の産業医業務従事
の際は個別接種は行っていません。

接種開始時は、午前、午後とも10名の予約から開始し、徐々に予約数を増加し、
最大で午前、午後とも42名の接種を行い、10月末時点では2,412人となり
ました。10月末で市の新型コロナウイルスワクチン接種が完了となったことから、
以降は、接種困難者に対する支援や高齢者インフルエンザワクチン接種を主に行い
ました。

(2) 一般診療及び訪問診療

令和3年度の診療は新型コロナウイルスワクチン接種を主に進めることとなった
ため、令和3年2月頃から当院のかかりつけ患者に対して、他の医療機関へ紹介し、
継続的な医療の確保に努めて参りました。

そのため、令和3年度の一般診療については、直接来院した患者について、ワク
チン接種の状況をみながら診察可能な場合のみ随時対応し、一般診療は月20人程
度となっております。訪問診療は月24人程度を毎週水曜日に対応しました。

あかぎ診療所での訪問患者については、12月の医師退職後、菅野医師は市内の
医療機関に就職予定であり、就職先の医療機関にて訪問患者の対応を継続する意向
となっております。

Ⅱ 国民健康保険あかぎ診療所のあり方検討委員会について

1 あり方検討委員会

あかぎ診療所は、平成22年の開設以来、赤字補填である市の一般会計からの多額の繰入が慢性化していたことから、市では令和2年12月渋川市議会定例会において、「国保あかぎ診療所の経営状況及び今後の取組について」を報告し、今後の検討課題として、「診療形態のあり方を検討し、外来診療や訪問診療の内容を精査するとともに、民間活力を活用した運営など、経営形態のあり方についても検討する」こととしました。

そして、市民や医療、福祉関係者などで構成する渋川市国民健康保険あかぎ診療所のあり方検討委員会を設置し、診療所を取り巻く環境の変化をふまえた今後のあり方について議論し、その報告を行います。

(1) 委員の選出について

以下の団体等に対し推薦又は就任依頼を行い、8名の委員を委嘱しました。任期は令和4年3月31日までとなります。

- ① 赤城地区自治会連合会（市民）
- ② 渋川市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（被保険者）
- ③ 渋川地区医師会（地域医療）
- ④ 渋川市社会福祉協議会（地域福祉）
- ⑤ 群馬県介護支援専門員協会渋川支部（介護福祉）
- ⑥ 渋川広域障害保健福祉事業者協議会（障害福祉）
- ⑦ 群馬県渋川保健福祉事務所（行政機関）
- ⑧ 公認会計士（識者）

(2) 委員会の開催スケジュール

第1回	10月21日（木）	委員会の設置、診療所の運営状況について
第2回	11月25日（木）	地域が求める医療・福祉について
第3回	12月15日（水）	診療所のあり方について
第4回	1月下旬	報告の方針について
第5回	2月中旬	報告案について

2 あかぎ診療所について

(1) 建設当時の診療所の役割

① 地域社会への貢献

地域医療を守る立場から、地域と積極的に関わり、プライマリ・ケア（地域住民の健康や福祉に関わるあらゆる問題を、総合的・継続的・全人的に対応していこうとする地域での実現活動）を実践する医療機関として、よりよい地域社会の形成に貢献していく。

② 在宅医療の推進

統合により診療機能を強化し、患者のニーズにより柔軟に対応できる体制を構築

し、在宅医療の推進を図っていく。

③ 保健・介護・福祉との連携・協力

健康管理課と連携した保健指導や相談、各種健康教室、介護や子育て支援等を実施し、地域包括ケアシステムの構築に貢献していく。

④ 医療機関の偏在と医療不足地域への対応

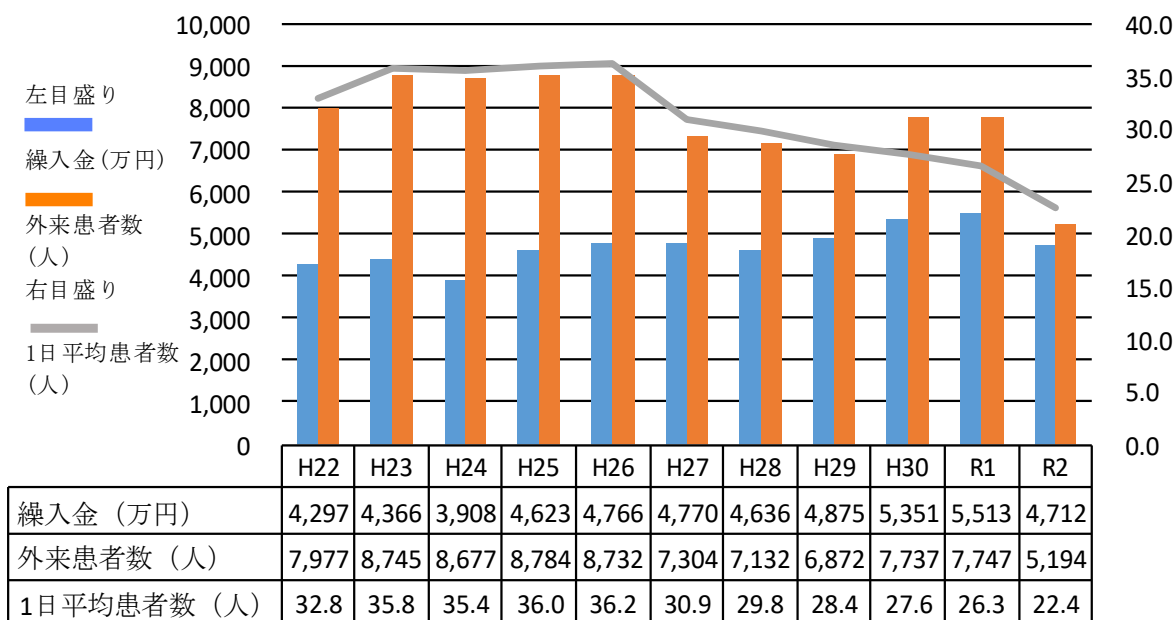
本市における医療機関の立地状況は、南部地域（渋川・伊香保・北橘）に集中する一方、北部地域（小野上・子持・赤城）では不足していることから、医療機関が不足している市の北部地域を中心に訪問診療を充実していく。

(2) 診療所の運営状況

平成22年の開設以降、医師2名体制で、国保あかぎ診療所の利用者数は7千人台後半から8千人台で推移しましたが、平成27年度には利用者数が7千人台前半となりました。平成30年8月から開始した土曜診療や広報活動などにより利用者数は回復しましたが、令和2年度は医師1名となり土曜診療を中止したことや、新型コロナウイルス感染症の影響などで、利用者数は大きく減少しました。

市の一般会計からの繰入金は、国保あかぎ診療所建設にかかる借入金の返済が年間約1,700万円あることもあり、開設以来概ね4千万円台で推移してきましたが、平成30年度と令和元年度は土曜診療の実施による人件費の増加などで、繰入金が5千万円台となりました。令和2年度については職員体制を見直すことで、繰入金を4千万円台としました。

【表1：年度ごとの診療所の繰入金額及び外来患者数】



(3) 診療所の利用状況

【表2：地区別外来患者数及び訪問診療利用者数】

地区	診療数						うち訪問診療数					
	R1		R2		R3		R1		R2		R3	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
赤城地区	5,840	75.4	3,831	73.8	426	80.3	121	81.8	255	94.1	167	95.4
(敷島地区)	2,897	37.4	1,988	38.3	251	47.3	54	36.5	158	58.3	115	65.7
(横野地区)	2,943	38.0	1,843	35.5	175	33.0	67	45.3	97	35.8	52	29.7
子持地区	1,310	16.9	801	15.4	67	12.6	25	16.9	16	5.9	8	4.6
渋川地区	311	4.0	249	4.8	16	3.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
他市内	111	1.4	94	1.8	7	1.3	2	1.4	0	0.0	0	0.0
市外	175	2.3	219	4.2	15	2.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	7,747	100.0	5,194	100.0	531	100.0	148	100.0	271	100.0	175	100.0

※R3は、10月までの一般患者、訪問診療患者、休日当番日の患者とインフルエンザ予防接種患者とし、コロナワクチン接種、職員破傷風予防接種は集計から除外。

(4) 診療所を取り巻く環境

あかぎ診療所については、平成28年に、1次医療と2次医療という役割の違いはあるものの、診療所から4kmの距離に「渋川医療センター」が開院したことや、浅田橋が開通し、市の南部地域にある医療機関へのアクセスが向上したこと、さらに、在宅医療の推進や保健・介護・福祉との連携・協力のコーディネートといった役割は、「渋川地区在宅医療介護連携支援センター」が中心となり推進するなど、診療所を取り巻く環境は大きく変化しました。

また、令和2年度国勢調査結果による本市の人口は以下のとおりです。

【表3-1：全体の概況】

	今回調査 (令和2年)	前回調査 (平成27年)	増減数	増減率
人口 (前回数値)	74,581人	78,391人	-3,810人 (-4,939人)	-4.9% (-5.9%)
うち男	36,363人	38,135人	-1,772人	
うち女	38,218人	40,256人	-2,038人	
世帯数	29,114世帯	28,812世帯	302世帯	1.0%

【表3-2：地区の概況】

	人口総数(人)				世帯総数(世帯)			
	R2	H27	増減数	増減率	R2	H27	増減数	増減率
渋川市	74,581	78,391	-3,810	-4.9%	29,114	28,812	302	1.0%
渋川地区	41,674	42,984	-1,310	-3.0%	16,861	16,490	371	2.2%
北橋地区	8,808	9,404	-596	-6.3%	3,021	2,998	23	0.8%
赤城地区	9,277	10,240	-963	-9.4%	3,336	3,462	-126	-3.6%
子持地区	10,856	11,350	-494	-4.4%	3,992	3,896	96	2.5%
小野上地区	1,425	1,548	-123	-7.9%	543	566	-23	-4.1%
伊香保地区	2,541	2,865	-324	-11.3%	1,361	1,400	-39	-2.8%

【表3-3：年齢3区分の人口の推移】

	H22		H27		R2	
年少人口 (0～14歳)	10,175人	12.2%	8,655人 (-1,520)	11.1%	7,561人 (-1,094)	10.2%
生産年齢人口 (15～64歳)	50,843人	61.2%	45,161人 (-5,682)	57.8%	40,199人 (-4,962)	54.3%
老年人口 (65歳～)	22,087人	26.6%	24,303人 (+2,216)	31.1%	26,284人 (+1,981)	35.5%

※年齢不詳の回答があることから総人口と合計は合致しない。

(5) 医療機関への通院距離

【表4：各地区からの医療機関への通院距離】

起点	目的地	距離／車での所要時間
国保あかぎ診療所	赤城開成クリニック	5.5km／12分
棚下地区	国保あかぎ診療所	6.5km／14分
	赤城開成クリニック	12.8km／26分
	渋川医療センター	10.7km／22分
	森下診療所（昭和村）	6.6km／14分
	利根中央病院	9.1km／19分
深山地区	国保あかぎ診療所	8.4km／17分
	赤城開成クリニック	11.2km／23分
	渋川医療センター	12.5km／26分
	森下診療所（昭和村）	14.8km／30分
	利根中央病院	17.2km／35分

(地図検索サイトより／推奨ルート利用)

4 国民健康保険あかぎ診療所のあり方について

国保あかぎ診療所については、地域医療の確保を一つの基本的な考え方とし、その運営形態の可能性を、以下のとおりまとめました。

(1) 国保直診

<概要>

現在と変わらない運営主体として、医師を新たに雇用または派遣を依頼し運営を継続するもの

<メリット>

- ・現在の枠組みで運営することから、医師、看護師確保が可能であれば、準備期間及び多くの労力を要さず地域医療の確保が可能

<デメリット>

- ・運営上の赤字分については一般会計から負担
- ・現場を預かる所長に、組織・人事・予算・給与等に関する権限がなく、経営等に精通した職員の確保や状況に対応した機動的、弾力的な運営が困難
- ・医師確保対策や経営改善などが常に懸案となり、継続性の担保が危惧される

<留意点>

- ・令和3年度はワクチン接種に重点を置き、これまで受診していた利用者を他の診療所に紹介したことから、診療者数の確保に課題がある

(2) 指定管理

<概要>

市が施設を保有しながら、診療所の運営管理全般については、民間の医療法人等を指定管理者として包括的に委ねる公設民営制度

<メリット>

- ・民間事業者の経営ノウハウを活用した効率的な運営が行われることが期待できる
- ・診療所機能以外のスペースで、事業者の提案で他のサービス展開が実施可能

<デメリット>

- ・指定管理料として一般会計からの財政措置を要する
- ・引受先がない場合や、指定管理者の経営難などにより事業の継続が困難となる可能性がある
- ・提供されるべき医療の内容、委託料の水準等、指定管理者に係わる諸条件の作成等に時間を要する

<留意点>

- ・経済性を優先するあまり、地域医療の水準が低下しないように留意

(3) 民間譲渡

<概要>

経営面や施設面など病院事業そのものを医療法人等に譲渡し、民間の医療機関として医療サービスの提供を行うもの

<メリット>

- ・民間事業者の経営ノウハウを活用した効率的な運営が行われることが期待できる
- ・事業者自らの判断で地域の需要に応じたサービス展開が実施可能
- ・運営にかかる財政措置を要さない

<デメリット>

- ・引受先がない場合や、引受先の経営難などにより事業の継続が困難となる可能性がある

<留意点>

- ・経済性を優先するあまり、医療体制の水準が低下しないように留意
- ・民間譲渡に当たり相当期間の医療提供の継続を求めるなど、地域医療の確保の面から譲渡条件等について譲渡先との十分な協議を要する

【お問い合わせ先】

診療所について		あり方検討委員会について	
国保あかぎ診療所	0279-56-2220	渋川市政策創造課診療所改革室	
渋川市保険年金課	0279-22-2461	0279-22-1880	